

各種行事に対する後援に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県議会以外の者又は団体が主催する行事の後援等に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「後援」とは、県議会以外の者又は団体が主催する行事に対し、当該者又は団体からの申請に応じて県議会が当該行事の趣旨に賛同して行う支援であつて、人的又は財政的援助、物資の提供その他直接的な援助を伴わないものをいう。

2 この要綱において「後援名義」とは、行事に係る各種案内書、広告物等に後援をする者又は団体として表記される名称をいう。

(後援名義の表記)

第3条 県議会が後援を行う行事に係る後援名義は、「宮城県議会」とする。

2 後援の申請をしようとする者又は団体が、県議会の後援を表す表記として協賛等の文言を用いることを希望する場合は、当該文言が一般的に前条第1項に規定する後援と類似の意味を持つものと認められるものに限り、これを認めるものとする。

(申請できる団体等)

第4条 後援の申請をできるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人
- (2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体
- (3) 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人及びこれらに準じる団体（宗教法人を除く。）
- (4) 新聞社、放送局等の報道機関
- (5) その他議長が認める者又は団体

(後援の受付)

第5条 後援の申請は、申請者からの次に掲げる事項を記載した書面、電子申請システムその他適切な方法により受け付けるものとする。

- (1) 主催者の氏名、住所及び連絡先（主催者が団体の場合は、当該団体の名称及び所在地並びに責任者の氏名、住所及び連絡先）
- (2) 行事の名称
- (3) 行事の趣旨・目的・概要
- (4) 開催日時・開催期間

- (5) 開催場所
 - (6) 当該行事の周知方法
 - (7) その他議長が必要と認める事項
- 2 議長が必要と認めるときは、次に掲げる資料の添付を求めるものとする。
- (1) 行事の収支予算の概要
 - (2) 主催団体の定款等
 - (3) 主催団体の役員及び構成員
 - (4) 主催団体の財務状況を示す資料
 - (5) 過去に作成されたパンフレット等の資料
 - (6) その他行事に関する資料

(後援の実施等)

第6条 県議会の後援は、申請者に後援名義を使用させることにより行う。

- 2 前条の規定により後援の申請を受け付けた場合は、次条の規定により後援の可否について決定するものとする。
- 3 前項の規定により後援をすることを決定したときは様式第1号により、後援をしないことを決定したときは様式第2号により、申請者に通知するものとする。
- 4 前項の後援をすることを決定の際に、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 主催者は、後援名義を当該行事以外に使用しないこと。
 - (2) 後援名義を使用する期間は、承認した日から当該事業終了時までとすること。
 - (3) 後援を受けた行事の内容に変更が生じた場合は速やかにその旨を届け出ること。
 - (4) 後援を受けた行事が終了した場合は速やかに当該行事の実施結果について報告すること。
- 5 前項各号に掲げるもののほか、議長は、必要と認める条件を付することができる。

(後援の基準)

第7条 後援の決定は、次に掲げるすべての要件を満たす行事に対して行うものとする。

- (1) 主催者の存在及び責任の所在が明確であり、かつ、当該行事を完遂する能力が十分であると認められるものであること。
- (2) 本県の教育、文化、芸術、スポーツ等の普及振興に寄与すると認められる行事であること。
- (3) 行事の規模がおおむね県下全域にわたるものであり、広く県下全域からの参加が見込めること。
- (4) 宗教的又は政治的な目的を有しないこと。
- (5) 法令に違反しないこと。
- (6) 暴力行為、迷惑行為その他社会的な非難を受ける行為を行うおそれがないこと。

- (7) 不特定多数の者を対象とすること。
 - (8) 行事の内容が公共性又は公益性を有するものであって、営利を目的としないこと。
(入場料、出展料、参加料等(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、入場料等が必要最小限の実費相当額であり、主催者の私的な利益を目的としないと判断される行事に限る。)
 - (9) 過去にこの要綱による後援の決定を受けた場合は、前条第4項第4号に規定する実施結果を報告し、適切に行事が行われていること。
 - (10) その他議長が不相当と認めることがないこと。
- 2 前項第7号及び第8号の規定にかかわらず、議長は、当該行事が本県の政策に合致し、本県の地域振興、産業振興、文化振興その他県民生活の向上に寄与する公益性が特に高いものと認められる場合に限り、次に掲げる行事への後援の決定をすることができる。
- (1) 特定の者だけを対象とする行事
 - (2) 営利を目的とする行事

(後援の取消し等)

- 第8条 議長は、後援をすることを決定した行事について前条に規定する基準に適合しないことが判明した場合又は第6条第4項各号及び第5項の規定により付された条件に違反した場合には、後援を取り消すものとする。この場合、必要に応じて申請者その他の関係者から事情を聴取する等の調査を行うものとする。
- 2 議長は、後援をした行事の主催者から後援の決定の取消しの申出があったときは、後援を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により後援を取り消したときは、様式第3号により当該行事の主催者に通知するとともに、必要があると認めるときは、県議会が当該行事の後援をしていない旨を周知させる措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(要綱の廃止)
- 2 宮城県議会議長賞交付要綱(昭和55年4月1日施行)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際旧要綱第5の規定によりされている申請に係る決定については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

宮 議 第 号
年 月 日

（ 申請者 ） 殿

宮 城 県 議 会 議 長

（ 行事名 ） に係る後援について（通知）

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり後援名義の使用を承認します。

記

1 後援名義 宮城県議会

2 注意事項

- （1）主催者は、後援名義を当該行事以外に行わないこと。
- （2）後援名義を使用する期間は、承認した日から当該事業終了時までとすること。
- （3）後援を受けた行事の内容に変更が生じた場合は速やかにその旨を届け出ること。
- （4）後援を受けた行事が終了した場合は速やかに当該行事の実施結果について報告すること。
- （5）その他

様式第2号（第6条関係）

宮 議 第 号
年 月 日

（ 申請者 ） 殿

宮 城 県 議 会 議 長

（ 行事名 ） に係る後援について（通知）

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、下記理由により後援しないことにしましたので、通知します。

記

（ 理 由 ）

様式第3号（第8条関係）

宮 議 第 号
年 月 日

（ 申請者 ） 殿

宮 城 県 議 会 議 長

（ 行事名 ） に係る後援の取消しについて（通知）

年 月 日付け宮議第 号で承認しました標記行事に係る後援については、下記の理由により承認を取り消します。

記

（ 理由、今後の事務処理の注意事項その他必要と認められる事項 ）

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に申請のあった行事に対する後援及び議長賞の交付の基準については、なお従前の例による。